



# 傍聴者の方は、 次の事項をお守りください

1

傍聴券は、必ず見えるように首にかけ、お帰りになる前に、  
議会事務局へお返しく下さい。（傍聴規則第6条・第7条・第8条）

2

携帯電話など音を発する機器をお持ちの方は、  
電源を切るかマナーモードにしてください。

（傍聴規則第12条第3号）



3

傍聴席では静粛にしてください、議場における言論に対して、  
拍手などにより公然と可否を表明しないでください。

（傍聴規則第12条第2号）

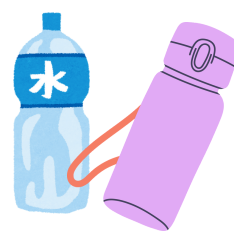
4

会議を妨害したり、他人の迷惑となるような行為はしないで  
ください。（傍聴規則第12条第5号）

5

飲食はできません。ただし、体調管理のため、  
水やお茶などの水分補給は可能です。

（傍聴規則第12条第4号）



6

喫煙はしないでください。（傍聴規則第12条第4号）

7

写真・ビデオ等の撮影、録音等はしないでください。  
※報道関係者など、議長の許可を得た方を除きます。

（傍聴規則第13条）



8

貸出資料等にかかる個人情報については、当該本人の権利利  
益を害することのないよう取り扱いに注意してください。

9

傍聴席では係員の指示に従ってください。（傍聴規則第15条）

※ 傍聴人の方が守るべき事項等については、越谷市議会傍聴規則に規定されています。

上記事項に違反するときは、議長がこれを制止し、  
その命令に従わないときは、退場していただくことがあります。

